

介護保険負担限度額認定証について

介護保険施設を利用される場合、費用の1割(あるいは2割、3割)を支払うほかに、居住費、食費、日常生活費の支払いも必要となります。

ただし、所得の低い方や1ヶ月の利用料が高額になった方については、居住費と食費の負担の軽減措置を市町村に申請することができます。

申請に当たっては、以下の条件を満たすことと書類の提出が必要となります。

～適用条件～

- ①本人とその同一世帯の方がすべて住民税非課税者であること
 ※遺族年金と障害年金の収入も判定要件に含まれます
 ※住民税が全額免除の場合は、非課税と同じ扱いになります
- ②別世帯の配偶者(事実婚も含む)についても住民税非課税者であること
- ③預貯金の合計額が、利用者負担段階別の一定額を超えていないこと

利用者負担段階	判定基準	
	対象者	預貯金等
第1段階	老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	本人年金収入等80万円以下	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階(1)	本人年金収入等80万円超120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階(2)	本人年金収入等が120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

～申請に必要な書類～

- ①各市町村指定の申請用紙
- ②以下の資産額を確認できる書類
 (※申請時に提出しない場合は役所から銀行等へ照会を行います)

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金(普通・定期)	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
現金	自己申告
有価証券 (株式・国債・地方債・社債)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む) など、購入先の口座残高 によって時価評価額が容 易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託会社、証券会社等の口座残高の写し

適用条件に該当する方は、申請月の1日から適用となります。
 介護保険証を申請中の場合は要介護度の認定が出てからの審査となります。

適用条件の①～③を満たさない方は適用となりませんが、適用条件の①～③を満たすようになった時点で申請することができます。

※ 介護保険負担限度額認定証の適用期間は1年間です。継続して軽減を受ける場合には、各市町村で定められた更新時期に申請を行う必要があります。更新を行わない場合には、適用期間を超過した時点で居住費と食費を満額お支払いしていただくこととなりますのでご注意ください。

(⇒ 裏面: 介護保険負担限度額認定証の見方について)

介護保険負担限度額認定証の見方について

適用条件に該当し、審査を通過した場合には以下のような書式でご自宅に認定証が郵送されます。

(※:書式の細部は各市町村で異なります)

介護保険負担限度額認定証		
交付年月日 年 月 日		
被 保 険 者	番 号	
	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
	性別	男・女
	適用年月日	年 月 日から
	有効期限	年 月 日まで
	食費の負担限度額	円
居住費又は滞在費 の負担限度額	ユニット型個室	円
	ユニット型準個室	円
	従来型個室(特養等)	円
	従来型個室(老健・療養等)	円
	多床室	円
保険者番号 並びに保険 者の名称 及び 印	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	

～負担限度額認定証の段階とは～

上記の図のうち、食費と居住費の負担限度額が以下の表に該当する段階を確認してください。

当施設では、居住費については従来型個室(老健)と多床室が該当します。

<入所>

	食費	居住費	
		従来型個室	多床室
第1段階	300円	490円	0円
第2段階	390円	490円	370円
第3段階(1)	650円	1,310円	370円
第3段階(2)	1360円	1,310円	370円

<ショートステイ>

	食費	居住費	
		従来型個室	多床室
第1段階	300円	490円	0円
第2段階	600円	490円	370円
第3段階(1)	1000円	1,310円	370円
第3段階(2)	1300円	1,310円	370円

～有効期限と更新について～

上記の図のうち、円で囲った適用年月日から有効期限までが軽減措置を受けられる期間になります。

各市町村によって異なりますが、有効期限日の2ヶ月前ごろからご自宅へ更新申請の書類が郵送されますのでご注意ください。